

N P O 推 進 事 業 (平 成 2 0 年 度 実 施 分) 評 価 実 施 報 告

平 成 2 1 年 8 月

宮 城 県 環 境 生 活 部 共 同 参 画 社 会 推 進 課

目次

(本編)

1. NPO推進事業評価実施の目的	-----	1
2. 評価事業の実施状況	-----	1
3. 評価結果の概略	-----	2
4. 自由意見(抜粋・要約)	-----	3
5. 考察	-----	6

(資料)

- NPO推進事業(平成20年度実施分)評価対象事業一覧
- NPO推進事業(平成20年度実施分)評価集計表(総括)
- NPO推進事業評価シート

1. NPO推進事業評価実施の目的

- ・NPOと行政との協働を進める上で、実際に県の業務をNPOに委託する際には、行政の事業に期待される公平性、経済性、安定性などを担保しながら、同時にNPOの持つ地域性、専門性、柔軟性などの特性を事業の実施に活かすことが重要です。また、受託団体の公正な選考や妥当な委託条件の設定はもちろん、事業の目的や達成目標、お互いの役割分担等についての共有化などにも十分な配慮がなされて、はじめて高い事業効果が生み出されると言えます。
- ・この評価事業は、別添の「NPO推進事業評価シート」により、委託者側、受託者側それぞれが事業の自己評価を行い、その結果を両者で共有し事後の改善につなげることで、NPOと行政との協働の一つである「委託」が、本来期待される成果をあげることを目的として導入されたものです。
- ・加えて、この評価シートが、事業実施にあたってあらかじめ留意すべき事柄を、委託者、受託者双方が確認するための「チェックシート」として活用されることも、併せて期待されるものです。

2. 評価事業の実施状況

(1) 評価対象

平成20年度NPO推進事業である13事業のうち、事業中止となった1事業を除く12事業(県:6課室(所),NPO:延べ12団体)。(別紙:NPO推進事業(平成20年度実施分)評価対象事業一覧)

(2) 評価手法

県共同参画社会推進課において、宮城県民間非営利活動促進委員会の意見を踏まえて作成した「NPO推進事業評価シート」(別添)に基づき、委託者、受託者が各々の立場から自己評価を実施。

(3) 評価結果の活用等

- ・委託者、受託者が記入した評価シートについては、その写しをそれぞれの相手方にも送付し、評価結果の共有を図る。
- ・事業毎の5段階評価の結果、主な自由意見等については、本報告書に記載し関係者等に配布するとともに、当課ウェブサイトに掲載する。

3. 評価結果の概略

評価は、10の評価項目について、0～4点の5段階評価により評点を実施した。

事 項	該当項目	評点等（前回との差）
全10項目の平均評点		県：3.7(±0) NPO：3.7(+1)
最も平均評点の高い評価項目	県：9 協働による事業効果 NPO：1 事業目的と計画 2 ミッションとの整合性 8 役割の達成度	県：3.9(+1) NPO：3.9(+1)
最も平均評点の低い評価項目	県：7 振り返りの機会の設定 NPO：7 振り返りの機会の設定	県：3.4(+1) NPO：3.4(±0)
県とNPOとで評点の乖離が最も大きい評価項目	9 協働による事業効果 <u>乖離：0.3</u>	県：3.8 NPO：3.5 (±0)
県とNPOとで評点の乖離が最も小さい評価項目	3 協働の必要性 4 役割分担の共有化 7 振り返りの機会の設定 <u>乖離：0.0</u>	県：3.5 NPO：3.5 県：3.8 NPO：3.8 県：3.4 NPO：3.4 (±0)

4. 自由意見（抜粋・要約）

(1) 今回の協働事業を振り返って

【NPO】

- ・過去の反省点を踏まえ、経験を活かし事業を遂行できたのではないかと思う。
- ・そもそもは県の事業なので、あるレベルまでの広報は県で実施するか、それが不可能であれば広報の費用を見てほしい。
- ・基本的に、内容がすべて決まっており、「この事業を達成できる宮城県内の特定非営利活動法人」が条件という、実施主体をNPOに限定した委託事業であった。今回の事業を協働事業として行うには、調査票の項目や発送分の選定、分析項目など、事前に協議しながら進める必要がある。また、そうすることによって、NPOの課題がより深く読み取れる成果が得られると認識している。
- ・宮城県の担当職員さんが、お互いの立場に対する理解と協働に対する意識が高く、円滑に事業を進めることができた。
- ・協働事業は、今年はとても地域住民に伝わったと思います。その中で大きな役割は、東部土木事務所の広報紙にフィールドを活用した子ども達を取り上げた事と思います。
- ・昨年度の提言をもとに、本事業の結果をホームページやメールなどで発表することで、宮城県の幅広い部署で情報を利用することができるようになりました。遊水地のように、土木、地域振興、自然保護など他分野の部署が関わりをもつ場合、NPOを連絡調整役に利用することが有効です。

【県】

- ・NPOが独自に企画した、多彩な内容の講座が実施され、受講生の満足度も高かった。
- ・事業の性質から、そのほとんどを発注時に県で仕様として定めており、受注者の考えを反映できる余地が少ない事業であったが、NPOであることや調査への協力が得られやすかったことや、調査対象団体の把握に当たってもNPOの持つ情報を活用することが必要であることから、協働したことの効果はあったと考えられる。
- ・今年度は昨年度と違い、地域に対して行政が持っている規制内容等を納得してもらわなければならない場面が何度もあり、ワークショップの進め方等を工夫しなければならなかった。こうした中、より地域の目線で物事を判断できるNPOと協働したこと

で円滑なワークショップが運営できた。結果として、今年目標であった、地域と協働した維持管理体制づくりも試行ではあるが確立できた。

- ・今回の体験楽校では、圏域外からの参加もあり、参加者には大変喜んでいただきました。今回も、NPOが流域の学校を廻り積極的に活動していただいた成果で、大変感謝しています。

(2) NPOと行政との協働に関する課題等

【NPO】

- ・県からのネットワークへの勧誘の支援はとても有効であるため、今後も御協力をお願いしたい。
- ・NPO法人の運営は、公的な手続きや決算等が企業よりも煩雑で、事務費や事務局員の人件費が大きく発生します。また、非営利的な部分を含有し協働事業の性質を有する業務委託であっても、法人税は営利企業並に掛かってくるので、NPO法人に業務委託するから事業費を抑えられるという感覚で事業を委託すると、NPO法人が次々に倒れてしまいます。
むしろ、企業に委託するよりも細やかで気配りのある事業運営ができるという点を尊重して業務委託していただきたいと思います。
- ・宮城県では、多くの協働事業を進めているが、市町村単位では手法や意識の共有が進んでいない現状がある。協働の意識共有の場を作ってはどうか。
- ・協働事業のあり方を、もっと職員全般に周知し、理解を深めることが求められる。以後の協働事業に活かすために、事業評価シートを作成したあと、双方が持ち寄り、振り返る機会を設けることで、お互いが評価した意義がある。
- ・NPO活動の応援方法について行政と話し合っ行き、委託業務だけではない方法でNPO活動が続く方法も考えてもらいたい。
- ・NPOの数が少なく、一企業として継続的に事業を実施している団体が少ないため、宮城県の職員の間でも協働に関する経験が少ないのではないかと思います。市町村や国の機関でも宮城県のようにNPOとの協働が進むように、情報共有を進めることが必要だと思います。

【県】

- ・NPO推進事業については環境対策関連の事業がほとんどであり、今後は他分野での協働活動の展開も推進していく必要があると思料される。

- ・ N P O 団体と協働して事業を行っていくうえで、適切な協働の線引きが難しい。県がどのように協力体制をとっていくべきかが課題。
- ・ 業務内容によって、N P O の関わり具合に高低があることはやむを得ないが、協働することによって、お互いを理解することにも繋がったり、事業を見直す機会にもなるので、協働する意義は大きい。
- ・ 行政と N P O は目指している概念は同じかもしれないが、物事を決めるスピードや仕事の仕方が異なっているために、N P O から見ると融通が利かない等と見えていると思う。こうした、異質な特徴を持つ両者がうまく協働していくには、お互いの立場や状況を理解し合うことが大切だと感じた。
- ・ N P O との協働事業は、当初は多くの事業があったようだが、近年は事業数も減り継続的な事業がほとんどのような気がする。協働事業は県としても大変有効なものであり、他にも事業化できそうなものがあると思うが、県としてさらに推進していく必要があるのではないかと考える。
- ・ 多岐に渡る事業であるため、行政と N P O との役割分担を明確にすることで、より効果的かつ効率的な協働事業が実施できる。

(3) N P O 推進事業評価に関する意見

【 N P O 】

- ・ 表現が抽象的であることと、他の設問と類似して回答しにくい部分がありました。
- ・ 「協働事業」と「業務委託事業」は性質を異にする部分が多く、ひとまとめにして評価するのは無理な事項もあります。
- ・ 「役割分担の共有化」項目について、委託契約書・仕様書以外に明確に役割を設定していないため、協働として記入しにくい項目がある。
- ・ 事業評価シートで見ると、その事業形態が違ふことで協働のあり方も違ってくるので、冒頭にどのような事業形態だったのかを記載する項目があった方がよい。
- ・ この事業評価を行うことで、事業後の振り返りにもなり、さらには、N P O と行政のより良い協働を探る手がかりとなるので、非常に大切なものだと考える。
- ・ N P O と行政がそれぞれに評価を行うだけでなく、一緒に評価シートを作成し、今

後の課題に対する共通認識を持つのが良いと思う。

- ・評価の方法は文書だけでなく，NPOと協働した行政と意見交換する場をつくり，今後のNPOと行政，また県民に理解されるよう，展開されますよう希望します。
- ・関係部署で事業結果を利用したり意見をもらうことができれば，とても助かります。もしよければこの事業の協働のようすを他の職員の研修のために利用してもらってはどうか。

【県】

- ・事業担当課がNPOに評価シートの提出を依頼し取りまとめるのではなく，共同参画社会推進課が直接依頼し取りまとめたほうが，事業担当課を意識しないNPO側の事業評価が期待できる。
- ・NPO団体側も評価を行うことで，双方から事業を見直すことができたことは，今後の事業展開をより明確にするためにも有意義だと考える。
- ・受託者・委託者からの意見のみでは，事業内容を十分熟知していることから，毎年同様の意見が取りまとまるだけとなる。そのため，事業に密接な関係を有している関係機関など第三者からの視点で評価する術も必要ではないかと思われる。

5. 考 察

(1) 評価結果

- ・全評価項目の平均評点は，4点満点（0～4点の5段階）で，NPO：3.7，県：3.7であり，前回と比較しNPOが0.1ポイント上昇した。
- ・評価項目ごとの評点（全事業平均）については，最低点数が前回の3.3から3.4へと上昇し，全体の平均値との乖離はさらに小さくなった。
- ・NPOと県とのそれぞれの自己評価を評価項目別に比較すると，評価項目9「協働による事業効果」（NPO：3.5，県：3.8）の評点の乖離が0.3となっており，前回に続き最大である。前回，同じく0.3ポイントの開きがあった評価項目7「振り返りの機会の設定」については，今回，NPO，県共に3.4となり，乖離が解消している。ただし，県の評価が0.1ポイント上昇したのに対し，NPOの評価が0.2ポイント低下しており，かつ，この項目がNPO，県ともに最低点となっていることを併せて考えると，平成20年度は「事業の検証と共有化がより求められる」とい

う認識で両者が一致したものと考えることができる。

- ・今回は、点差のない項目数が3（昨年度比1項目増）となり、また、各項目（全事業平均）の合計については、NPO：37.0，県：36.8と、0.2ポイント差にまで減少しており、前回の0.5ポイント差よりも一層格差の解消が進んでいる。
- ・ただし、各事業の合計点で比較した場合、個別事業ごとに評価の乖離が大きくても、合計により平準化されてしまい見かけ上の差が生じない可能性がある。このため、前回同様「乖離指数」(個別事業において各評価項目における県とNPOとの評点差の絶対値を合計し、平均を取ったもの)の算出を行い、過去のNPO推進事業との比較を行った。(なお、平成14年度NPO推進事業に関して行った「NPO協働事業レビュー」は、評価シートの様式が異なるため比較対象としていない。)

「乖離指数」の計算方法

各事業における各評価項目の評点差の絶対値 = 項目別評点差 (A)

各事業における項目別評点差 (A) の合計 ÷ 評価項目数 (B) ¹ = 各事業毎の乖離指数 (C)

各事業毎の乖離指数 (C) の合計 ÷ 事業数 (D) ² = 当該年度の乖離指数 (E)

1 Bは通常10だが、評価不能(N)とされている項目があればそれを除くため、事業によっては9以下となる場合もある。

2 一事業に複数団体が参加している場合は、団体数で計上。

年度	乖離指数 (E)	事業数 (D)
15	0.536	26
16	0.613	27
17	0.490	17
18	0.481	19
19	0.308	13
20	0.320	12

- ・平成20年度の乖離指数は、過去最小であった平成19年度より0.12ポイント上昇したものの、引き続き僅差にとどまっている。ただし、平成19年度に比べて、合計点数の差が少なくなっているにもかかわらず、乖離が大きくなっているということは、個別には乖離の大きい事業が前回よりも多く含まれているものと予想される。このため、前回と今回について、乖離指数の低い事業数、高い事業数を比較してみたところ、以下のようなになった。

(参考) 乖離指数の低い事業数、高い事業数の比較

平成19年度(13事業中)

乖離指数0.0・・・2事業

乖離指数0.5以上・・・4事業(最大0.8)

平成20年度(12事業中)

乖離指数0.0・・・3事業

乖離指数0.5以上・・・4事業(最大1.0)

- ・そのほか、今回の特徴として、NPO、県の双方とも、評価項目3「協働の必要性」(NPO、県ともに3.5)が低調であったことが挙げられる。ただし、個別意見では、「協働の必要性の検討」及び「協働の効果」ともおおむね評価されていることから、評価が低調であった要因としては、継続的な事業が大半であったために、あらためて協働の必要性を検討する場面が少なかった可能性等が考えられる。

(2) 自由意見

今回の協働事業を振り返って

前回同様、NPO、県の両者共、協働の成果を高く評価する意見が多かった。ただし、個別には「業務委託」と「協働」とのギャップを指摘する意見をはじめ、さらなる協働の推進に向けた課題を指摘する意見も多く寄せられた。

NPOと行政との協働に関する課題等

前回に引き続き、個別の場面における具体的な問題解決のための意見が多く寄せられたほか、県だけではなく、国や市町村における協働の推進についても配慮を求める意見があった。

NPO推進事業評価に関する意見

協働の成果を確認し、振り返りの機会となることを評価する意見のほか、平成18年度に多く見られた「評価項目が事業内容に合わない」等の意見も複数寄せられた。また、意見交換等の場の設置や、第三者による評価実施の必要性等についても、前回までと同様に要望、提案があった。

(3) 総括

- ・前回に引き続き、NPO推進事業における協働の意義や成果についてはおおむね高く評価されており、委託者である県と受託者であるNPOとの見解の相違も、全体としてはさらに縮小した。

- ・その上で、個別事業ごとの具体的な問題点の指摘や、より良い協働に向けた提言も多く寄せられており、本事業においては、NPOと県が互いの協働に対する姿勢や取り組みを評価した上で、協働の質及び事業の効果を一層高めるための検討や工夫を行う姿勢が双方に定着しつつあると考えられる。
- ・さらに今回は、「過去の事業実績や経験を踏まえ、事前検討を行い事業に臨んだ」との意見や、それが「成果に繋がった」という意見も目立っている。継続的な事業が大半であったことも要因の一つであろうが、過去「単なる受託・委託の関係から脱却できず、協働のメリットを活かせなかった」という意見も少なからずあったことを考えると、このことは、双方における協働の姿勢の定着をより強く示すとともに、「協働事業において本来期待された成果をあげる」ことを目的とした本評価制度が、ようやく実を結びつつあることをも示しているものと評価できる。
- ・逆に今回は、「NPOと県との協働の姿勢」や「協働の必要性そのもの」を問題視するような意見は少なかった。ただし、NPO推進事業の担当者以外の県職員や、国や市町村といった他の公共セクタについては、協働の姿勢がまだ十分でないという指摘も見られた。
- ・これらの意見は、みやぎNPOプラザで実施している「行政職員のためのNPO理解講座」をはじめとした、県が行うNPOとのパートナーシップ推進のための様々な施策について、より一層の創意工夫を促すものとして捉え、今後の検討課題としたい。
- ・なお、前回の報告書で課題としていた「協働の進展が具体的な事業成果へと結びついたかどうかを、個別事例に即してあらためて検証すること」については、「事業の評価」「協働の評価」「協働の成果と事業の成果との関連性に関する評価」の三つの異なる視点を整理したうえで、その手法等を検討する必要があることから、現在、NPO活動促進行政を行う全国の自治体で構成する「NPO活動推進自治体ネットワーク」における研究成果等を参考に、検討を進めているところである。

上記ネットワーク参加自治体を中心とした実行委員会形式で開催されている「NPO活動推進フォーラム」でも、協働は継続的にテーマとして取り上げられている。
 なお、今年度（平成21年度）は山形県が開催県となり、本県は実行委員として「NPOと行政の協働」をテーマにした分科会を担当する。

（参考）「NPO活動推進フォーラムやまがた大会」ウェブサイト

<http://www.pref.yamagata.jp/living/npo/6050001npoforum2009.html>

N P O 推 進 事 業 (平 成 2 0 年 度 実 施 分) 評 価 対 象 事 業 一 覧

	事業名	委託者(県)	受託者(NPO)
1	宮城県情報セキュリティ対策推進業務委託事業	企画部情報システム課	特定非営利活動法人みちのく情報セキュリティ推進機構
2	グリーン購入普及拡大事業	環境生活部環境政策課	みやぎグリーン購入ネットワーク
3	宮城県森林インストラクター養成講座の開催事業	環境生活部自然保護課	特定非営利活動法人宮城県森林インストラクター協会
4	みやぎ自然環境サポーター養成講座の開催事業	環境生活部自然保護課	特定非営利活動法人宮城県森林インストラクター協会
5	ポジティブ・アクション推進事業	環境生活部男女共同参画推進課	男女共生社会をすすめる会
6	NPOマネジメント・サポート事業	環境生活部NPO活動促進室	特定非営利活動法人杜の伝言板ゆるる
7	NPO活動実態及び意向調査事業	環境生活部NPO活動促進室	特定非営利活動法人杜の伝言板ゆるる
8	広瀬川利活用計画モニタリング事業 (広瀬川コラボ事業)	土木部河川課(仙台土木事務所)	特定非営利活動法人水環境ネット東北
9	梅田川地域環境学習支援協働事業	土木部河川課(仙台土木事務所)	特定非営利活動法人河川整備研究会
10	七北田川水辺環境整備事業	土木部河川課(仙台土木事務所)	特定非営利活動法人河川整備研究会
11	河川管理・環境保全推進事業(北上川水系皿貝川/大沢川アサザ観察体験楽校)	土木部河川課(東部土木事務所)	特定非営利活動法人ひたかみ水の里
12	蕪栗沼遊水地周辺の河川環境調査事業	土木部河川課 (東部土木事務所登米地域事務所)	特定非営利活動法人蕪栗ぬまっこくらぶ

「広瀬川アユの里づくり市民協働事業」(土木部河川課)は、事業中止のため評価実施せず。

表中、受託者(NPO)、委託者(県)の名称は平成20年度のものを使用しています。

(名称変更)

- ・特定非営利活動法人水環境ネット東北
 - ・環境生活部男女共同参画推進課
 - ・環境生活部NPO活動促進室
- } 特定非営利活動法人水・環境ネット東北
} 環境生活部共同参画社会推進課